

第 1 章 総則

第１節 計画の方針

第１ 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき宇陀市防災会議が作成する計画であり、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸施策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とする。

第２ 計画の作成機関

「宇陀市地域防災計画」の作成機関は宇陀市防災会議とする。宇陀市防災会議は、災害対策基本法第１６条及び宇陀市防災会議条例に基づき設置された機関であり、宇陀市の市域における防災に関する基本方針の決定並びに「宇陀市地域防災計画」の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

なお、宇陀市防災会議の庶務担当機関として、宇陀市危機管理課がこれに携わるものとする。

第３ 計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国、県、市及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の作成にあたっては、下記の諸点を基本とする。

- 災害から人命を守る防災対策の推進
 - ・避難体制を整備し、災害から住民の生命を守る。
 - ・避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、災害から避難行動要支援者の安全を確保する。
 - ・安全な指定緊急避難場所を整備する。
 - ・感染症対策を踏まえ、安全で誰もが健康を維持できる指定避難所を整備する。
- 減災の考え方に基づく防災対策の推進
 - ・防災拠点、緊急輸送道路を計画的に整備する。
 - ・防災階層の考え方に基づき、災害に強いまちづくりを推進する。
 - ・住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進する。
- 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進
 - ・自治会、自主防災組織及びまちづくり協議会の防災に関する取組を強化し、地域防災力を高める。
- 大規模広域災害を想定した防災対策の推進
 - ・自立的な災害対応力を強化する。
 - ・広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する。

第4 計画の内容

1 計画の位置づけ

宇陀市地域防災計画は、中央防災会議が策定する防災基本計画や、奈良県地域防災計画、指定地方行政機関や指定公共機関の防災業務計画と整合を図って策定する。

また、宇陀市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年87号）により地震防災対策推進計画を定める必要がある地域とされており、本計画を本市における南海トラフ地震防災対策推進計画と位置づける。

2 計画の構成

この計画は、災害の範囲を考慮し、その構成を次の5章とする。

- (1) 総則
- (2) 災害予防計画
- (3) 災害応急対策計画
- (4) 災害復旧・復興計画
- (5) 南海トラフ地震防災対策推進計画

なお、資料編は別冊として作成する。

3 宇陀市地域防災計画の性格

この防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画について定めたものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務、又は業務に関する計画で、災害に強いまちづくり、防災施設の新設又は改良、防災意識の啓発、防災計画、防災知識の普及等に関する事項等について定めるものとする。
- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。特に震災は同時多発型の火災や二次災害等を招きやすいところから、それらの対策等に言及する。
- (3) 災害復旧・復興計画は、災害の発生後被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。特に震災は大規模な被害を広域にわたり招くことがあるので、復興まちづくり等に言及する。
- (4) 南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ巨大地震等、今後発生が予想される大規模かつ広域災害を前提とし、自立的な災害対応力の強化、広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制の整備を推進するための計画である。

4 宇陀市地域防災計画で扱う災害の範囲

本計画で扱う災害は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する被害をいう。

第5 計画の運用

1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

防災関係機関は、所管事項に関して修正が必要な場合、当該事項を宇陀市防災会議に提出す

るものとする。

また、修正の内容については、市の広報等により速やかに住民や関係機関に周知する。

2 奈良県地域防災計画等との関係

市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、防災業務計画や県地域防災計画に抵触してはならないとされており、計画の策定に当たっては、防災基本計画に基づき、防災業務計画、奈良県地域防災計画と整合を図り、奈良県知事と事前に協議して定める。

3 計画の習熟

宇陀市地域防災計画は本市における災害対策の基本となる計画であり、宇陀市防災会議を中心として、各部局及び関連機関は平素から訓練や研修等の方法により計画の習熟に努める。また、計画を住民の防災活動の指針として、住民への周知徹底に努める。

4 災害時対応マニュアルの作成

市は、この計画に掲げられた事項を円滑に実施するため、必要に応じて災害時対応マニュアルを作成し、他の防災関係機関と協力して防災対策の推進に努める。

災害時対応マニュアルは、分野ごとに緊急度の高いものから順次作成を進め、マニュアル作成後は、訓練を定期的の実施し、マニュアルの内容を検証し、必要に応じて修正を加え、より実践的なマニュアルづくりを進める。

5 防災アセスメントの実施

宇陀市における災害特性及び災害危険性を防災計画に反映させるため、市は必要に応じて防災アセスメントを実施し、防災対策の推進と住民による防災活動の活性化を図る。

第6 計画の用語

この計画における用語の定義は以下のとおりである。

用 語	定 義
計 画	宇陀市地域防災計画
県 計 画	奈良県地域防災計画
市	宇陀市
県	奈良県
市 本 部	宇陀市災害対策本部
県 本 部	奈良県災害対策本部
本 部 長	宇陀市災害対策本部長
県 本 部 長	奈良県災害対策本部長
消 防 本 部	奈良県広域消防組合消防本部
消 防 団	宇陀市消防団

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1 各機関の責務

1 宇陀市

宇陀市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県の援助並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を推進する。

2 奈良県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理が必要で市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性から、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民及び事業者

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、住民は、食料・飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、地震発生時には自らの身の安全を守るとともに、初期消火の実施、近隣の負傷者や要配慮者の救助、避難所での活動、県・市等の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努めるよう行動する。また、市内に立地する企業は、企業の社会的責任の重要性を踏まえ、市及び防災関係機関が実施する防災活動に参加し、防災に寄与するように努める。

地区住民及び事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、宇陀市並びに奈良県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設管理者が、市域の防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 宇陀市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
市	1. 防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティアの活動支援環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難指示等の発令 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の搜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び市地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

2 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合消防本部	1. 防災訓練・避難訓練の実施 2. 防災知識の普及、防災教育の実施 3. 危険物施設等の災害予防	1. 災害時における消防、水防活動 2. 被災者の救出、救護活動 3. 避難の誘導	

3 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
県	1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政通信ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入・配分等に関する計画

4 奈良県警察本部

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県警察本部 桜井警察署	1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の実施 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

5 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	1. 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 気象予警報の伝達 3. 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整	1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用	
近畿総合通信局	1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成	1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し	
近畿財務局 奈良財務事務所			1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融

			資資金)の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関する こと
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関する こと	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納付の延長に関する こと 3. 雇用給付金の支給等に関する こと
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等に係る災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する 対策
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に係る業務の指導監督	1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の	1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援

		確保	
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局 八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	1. 災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 3. 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但し書きの規定に基づく許可	
近畿地方測量部	1. 地理空間情報の提供 2. 地理情報システムの活用支援 3. 防災地理情報の整備	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供
大阪管区気象台(奈良地方気象台)	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及啓発 4. 職員の派遣（知事からの	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象	

	要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う)	支援資料の提供	
大阪海上保安監部		1. 被害情報の収集 2. 被災者の捜索救助活動 3. 被災者等の搬送 4. 救援物資の輸送	
近畿地方環境事務所			1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
近畿中部防衛局		1. 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること 2. 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること	

6 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社(奈良中央郵便局)		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	
日本銀行(大阪支店)		1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報	1. 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報
西日本電信電話株式会社(奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 4. 救護物資の配分	義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会(奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

日本通運株式会社(奈良支店)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力送配電株式会社(奈良支社)	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
放送各社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
新聞各社	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県LPガス協会	LPガスによる災害の防止	LPガスによる災害の応急対策	LPガスの災害復旧
公益社団法人奈良県ト		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

ラック協会			
-------	--	--	--

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
農業協同組合 森林組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資材及び農林業生活資材の確保斡旋 3. 県、市が行う被災状況調査及び応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練	市災害ボランティアセンターの運営	
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資 その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化等特例措置
商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資、復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋の実施 2. 災害時における中央資金源の導入
奈良県葬祭業協同組合 及び全日本葬祭業協同組合連合会		災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人全国霊柩自動車協会		災害時等における遺体の搬送	
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		1. 災害時の要配慮者の宿泊受入れ 2. 災害時の帰宅等困難者への支援	
公益社団法人奈良県獣医師会		1. 災害時の被災動物の救護 2. 災害時の被災動物飼養者への支援	

第3節 宇陀市の自然的・社会的条件

第1 自然的条件

1 位置及び交通

本市は、奈良県の北東部に位置し、北は奈良市、山添村、東は三重県名張市、曽爾村、南は東吉野村、吉野町、西は桜井市にそれぞれ接している。本市は、近鉄大阪線によって、京都・大阪方面や名古屋・伊勢方面と、また、名阪国道針IC、福住ICで大阪方面及び名古屋方面と広域幹線道路で結ばれている。

市内の道路は、国道165号、166号、369号、370号及び主要地方道榛原菟田野御杖線等が幹線道路を形成している。

また、市街地における交通の円滑化及び市街地の骨格を形成する道路として、都市計画道路が計画決定されている。

2 面積

247.50 k m²（奈良県全体の6.7%）

3 地勢

本市は大和高原とよばれる高原地帯に位置し、淀川水系宇陀川及びその支流沿いに形成された平地部及びそれらを取り巻く丘陵部、山間部からなり、大宇陀地域、菟田野地域、榛原地域の市街地は平地に位置するが、その他は山間部に集落が点在している。土地利用状況は、山林が全体の72%、宅地が4%弱を占めている。

市域には、令和5年10月時点で土石流の土砂災害警戒区域が512箇所、急傾斜地崩壊の土砂災害警戒区域が1,259箇所、地すべりの土砂災害警戒区域が23箇所分布している。

4 河川の現況

市域のほぼ中央には淀川水系の1級河川宇陀川があり、宇陀川には笠間川、芳野川、平井川、香酔川、内牧川、室生川、滝谷川等多くの支流が合流している。また、市の南部には津風呂川が南へ流れ、吉野川から紀ノ川を経て、紀伊水道へ注いでいる。

5 気象の概況

本市の気候は、奈良盆地から大和高原へ至る中間地域に位置しているため、内陸性気候と山間部の気候の両方を合わせた特徴を示している。気温は、奈良盆地より1～1.5℃低く、山間部より0.5～1℃高い。降水量は1,400～2,000mmである。

※資料編1－1 気象観測データ参照

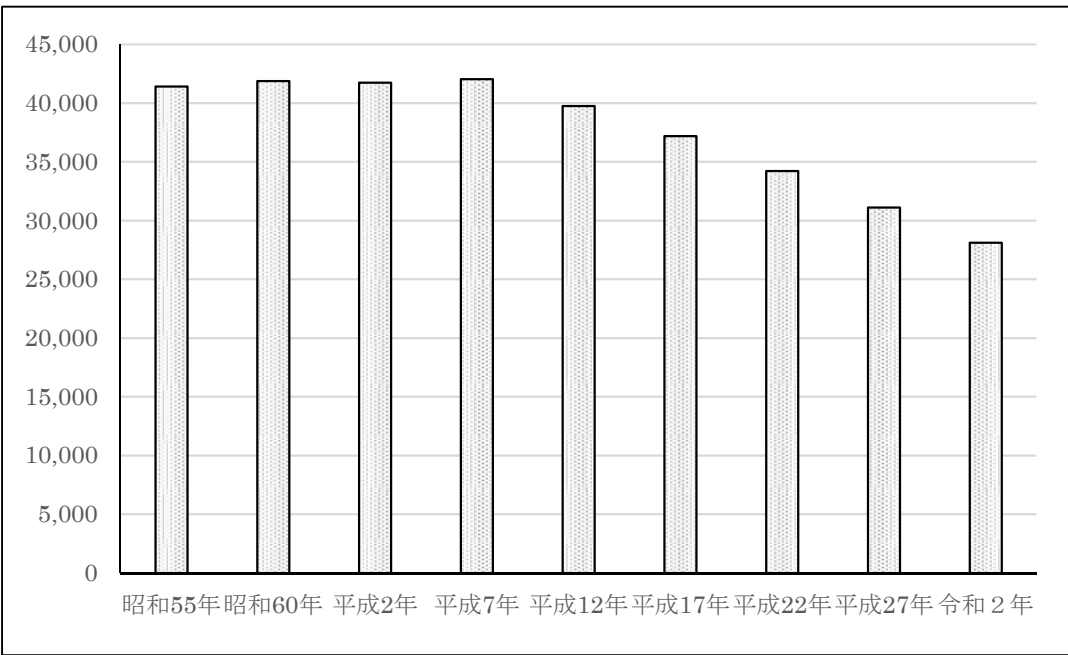
第2 社会的条件

1 人口等

令和2年国勢調査の本市の人口は28,121人、世帯数は10,852世帯となっており、人口は減少傾向を示している。過疎化による人口の漸減傾向がみられ、令和2年の国勢調査では65歳以上の人口は11,793人、高齢化率は41.9%（平成22年30.3%、平成27年36.6%）であり、高齢化が進行している。

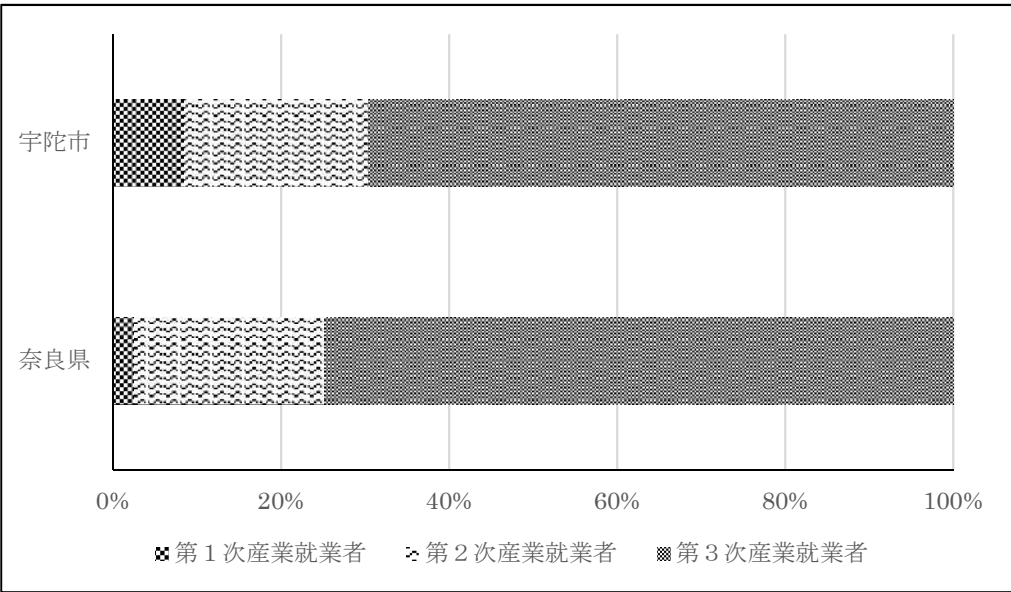
国勢調査による人口の推移（単位：人）

昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
41,401	41,874	41,736	42,035	39,762	37,183	34,227	31,105	28,121



2 産業

平成27年国勢調査の結果によると、本市の第1次産業就業者割合は8.6%、第2次産業就業者割合は21.8%、第3次産業就業者割合（分類不能含む）は69.6%となっている。県全体ではそれぞれ2.6%、22.6%、74.8%であり、第1次産業就業者の割合が高くなっている。



3 道路・交通

交通の面では、公共交通として近鉄大阪線が東西に通っており、また、市内及び隣接市町村間にバスが運行している。道路については、国道165号及び166号が東西に通り、国道369号及び370号が南北に通っている。国道165号は、幹線道路として、主要都市と連絡している。市内の幹線道路は、山間部の谷筋を通っている場合もあり、土砂災害等により交通が途絶する危険性もある。

4 上下水道

上下水道については、給水人口26,700人、水道普及率が86.4%(平成29年度末現在)、下水の処理区域人口は17,729人(令和2年度末現在)、普及率61.2%となっている。

5 学校・幼稚園・こども園・保育所

小学校が6校、中学校が4校、高等学校が3校、幼稚園が2園、こども園が3園、保育園が2園それぞれ設置されている。

6 社会福祉施設

市内に、障害福祉施設が22箇所、介護老人福祉施設が37箇所、設置されている。

※資料編5－2 社会福祉施設一覧参照

7 医療機関

市内に、医療機関が19箇所、歯科診療所が11箇所、設置されている。

※資料編5－1 主要医療施設一覧参照

第4節 防災ビジョン

第1 防災上の地域特性

宇陀市は、宇陀川及びその支流沿いの平地部、丘陵部及び山間部から市域が構成されており、宇陀川及びその支流沿いに市街地、集落が形成されている。また、山間部の谷筋に集落が散在している。なお、市街地及び集落は、川に平行して通る国道、一般県道、市道沿いに主に形成されている。

市域の7割程度を山地が占め、急傾斜地崩壊危険箇所等土砂災害の危険性が高い。

宇陀川及びその支流の芳野川等は、伊勢湾台風（昭和34年）の際に氾濫している。

宇陀川流域について国土交通省及び県が水防法に基づく浸水想定区域を指定し、芳野川については県が水防法に基づく浸水想定区域を指定している。

交通面では、東西方向に国道165号及び166号が、南北方向に国道369号及び370号が走っており、主要な県道（榛原菟田野御杖線等）を含め市域の幹線道路網を形成している。

宇陀市における防災上の特性、問題点は以下のとおりである。

- ア 山間部の谷筋に集落が散在しており、土砂災害の危険箇所が多い。
- イ 宇陀川及びその支流沿いの平地部では、水害の危険性がある。
- ウ 山間部の集落における災害については、交通面から救助・救援が困難である。
- エ 幹線道路についても崖崩れ等による災害の危険があり、他地域からの交通が遮断される危険性がある。

第2 風水害の危険性と被害の特徴

宇陀市において予想される災害は以下のものである。

1 梅雨前線及び台風時期の大雨や集中豪雨による土砂災害（土石流、崖崩れ等）

谷筋に形成されている山間部の集落では、後背地が砂防指定地や土砂災害のおそれがある区域になっている場合が多い。従って、梅雨前線や台風時期の大雨、集中豪雨によって、土石流や崖崩れ等土砂災害の発生する危険性が高い。

2 梅雨前線及び台風時期の大雨による水害（河川の氾濫、内水氾濫）

宇陀川には山間部から多くの支流が合流しており、市街地が形成されている平地部ににおいて、大雨による河川の氾濫や内水氾濫等水害発生の危険性がある。

3 梅雨前線及び台風時期の大雨による集落の孤立

山間部に位置する集落は谷筋の国道や県道の沿線に形成されており、大雨による土砂災害によって道路が被害を受けた場合、交通途絶による集落孤立の危険性がある。

※資料編1－2 奈良県の主な風水害参照

第3 地震災害の被害想定

奈良県は、南海地震及び東南海地震の発生が近い将来において予想される状況を踏まえて、県民の生命と財産を災害から守るため、地震被害等に関する必要な基礎資料を得ることを目的として、「第2次奈良県地震被害想定調査」を実施し、平成16年10月に公表している。

県の実施した調査を基に、宇陀市において想定される地震被害を以下に整理し、防災計画策定の基礎資料とする。

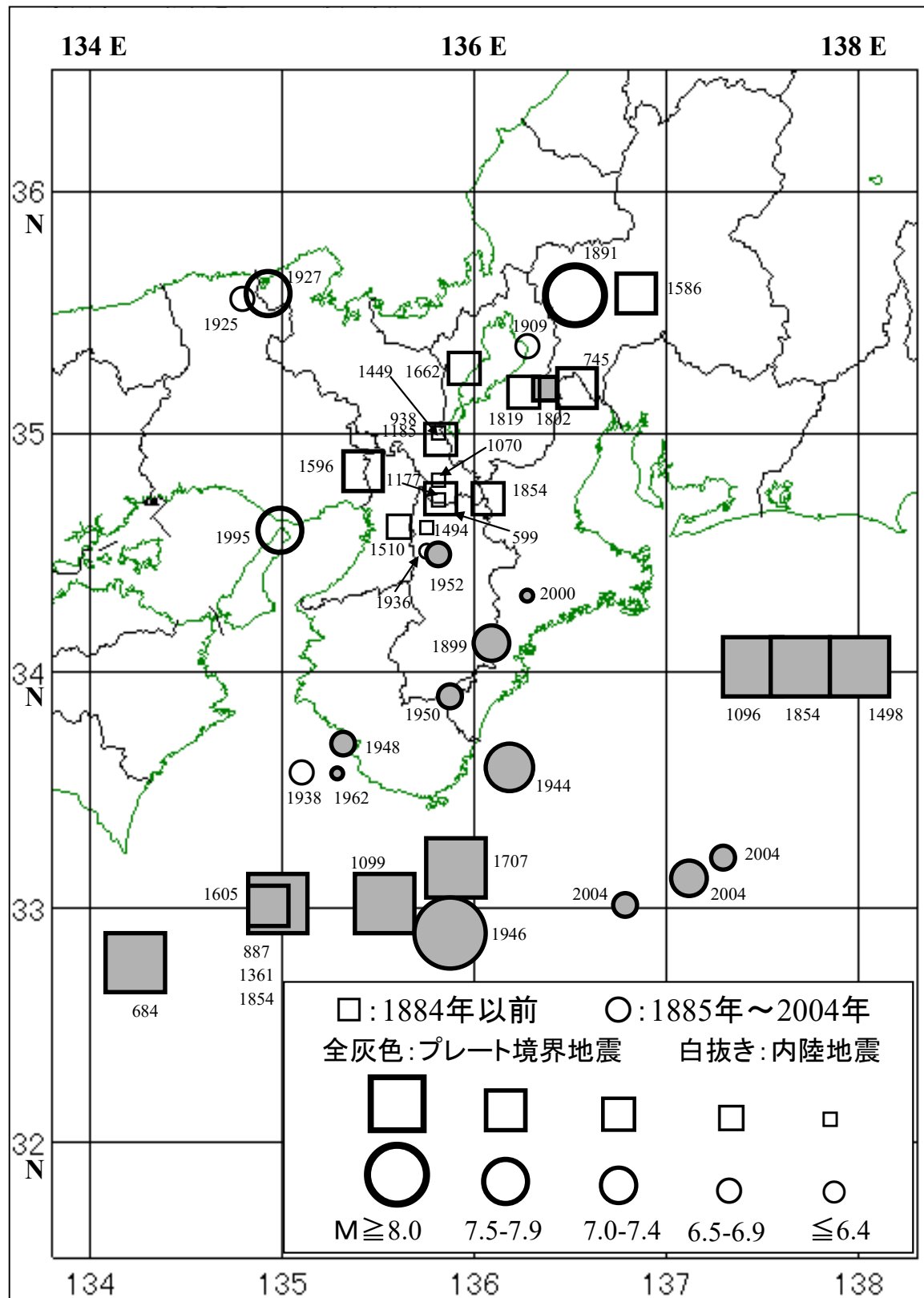
1 奈良県における地震特性

(1) 既往地震

第2次奈良県地震被害想定調査では、西暦416年から1884年までと1885年以降に分けて既往地震を整理している。

※資料編1－3 奈良県の主な地震被害参照

図 奈良県内に被害を与えた地震(出典:奈良県地域防災計画震災対策計画編)



(2) 地盤の状況

県内の地盤を、土地分類基本調査の表層地質図・地形分類図等に基づく表層地盤及びボーリングデータ等により、道路示方書・同解説の地盤分類に基づき4種に分類している。

なお、地盤分類の内容は、概略以下のとおりである。

■ 地盤分類

山間部 (1種地盤地域)	・県南部及び東部の山間部では1種地盤が卓越している。 ・地振動に増幅しにくく、一般に堆積層が極めて浅く基盤岩深度が浅いため、液状化危険度判定の対象外地域である。
奈良盆地周縁部 (2種地盤地域)	・盆地東縁や盆地北縁は地下水位面深度が深く液状化しにくい。しかしながらN値の低い砂質土層を比較的多く含む土質構成であるため、地下水位面深度によっては比較的液状化しやすい地域も存在する。
奈良盆地における3種地盤地域	・主に緩傾斜扇状地と氾濫平野からなり、地震動を増幅させやすい。 ・盆地東部の大和川流域付近は、地下水位面深度が浅く、N値の低い砂質土層を多く含むため、液状化しやすい。 ・盆地を流れる河川の合流付近では、比較的多くの粘性土層を含むため、地盤は軟弱であるが比較的液状化しにくい。
奈良盆地における4種地盤地域	・奈良盆地中央部を流れる河川流域がこの地盤に当たり、全般的に氾濫平野である。 ・この地域の表層地盤は、極めて軟弱であり、地振動の増幅度は高く液状化の危険度も高い。

※資料編1－4 地盤種別区分図参照

(3) 奈良県周辺の活断層

奈良県内の活断層は、生駒山周辺、奈良市内から天理市にかけて、奈良市西部、葛城山・金剛山周辺、県南部（中央構造線）その他に存在すると考えられている。また、これらの活断層に関する確実度、活動度は「新編 日本の活断層」（東京大学出版会）で評価されている。

※資料編1－5 奈良県周辺の活断層参照

2 第2次奈良県地震被害想定結果

(1) 想定地震

ア 内陸型地震

第2次地震被害想定調査では、前回の被害想定調査と同様の8つの起震断層を設定している。

対 象 地 震	断層長さ (k m)	想 定 マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	3 5	7. 5
②中央構造線断層帯	7 4	8. 0
③生駒断層帯	3 8	7. 5
④木津川断層帯	3 1	7. 3
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	2 0	7. 0
⑥大和川断層帯	2 2	7. 1
⑦千股断層	2 2	7. 1
⑧名張断層	1 8	6. 9

イ 海溝型地震

海溝型地震は、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」で想定された東海、東南海、南海地震の5つの組み合わせのケースを想定している。

対 象 地 震	想 定 マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8. 6
②東南海地震	8. 2
③南海地震	8. 6
④東海・東南海地震同時発生	8. 3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8. 7

(2) 奈良県全体の被害の特徴

区分	被害区分	被害規模	備考
内陸型地震	地震動	県内で震度 7 から震度 5 強の揺れ	
	液状化	地盤の悪い地域では、液状化発生の可能性が高い	
	人的被害	死者：約5,200人、負傷者：約19,000人	死者の約85%が揺れによるもの、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの 負傷者の約90%が揺れ・液状化によるもの、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの
	建物被害	全壊：約120,000棟、半壊：約83,000棟、全・半壊計：約203,000棟	建物被害の約95%が揺れによるもの、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの
	避難者数	約435,000人	最大と見込まれる 1 週間後
	ライフライン被害	断水世帯：約434,000世帯 断水世帯率：89% 停電世帯：約486,000世帯 停電世帯率：ほぼ100% 都市ガス供給支障世帯：約257,000世帯 供給支障世帯率：ほぼ100%	発生直後
	その他	震度 7 等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い 通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる。	
海溝型地震	地震動	県内で震度 6 弱から震度 5 弱の揺れ 揺れは 1 分間以上数分間続くこともある 特に最大震度 6 弱となるのは、県南部の 7 つの市町村	
	液状化	15の市町村では液状化発生の可能性が高い	
	人的被害	死者はわずか 負傷者は約400人	斜面崩壊による4人 大半は揺れ・液状化による
	建物被害	全壊は約1,250棟、半壊は約1,200棟	大半は液状化によるもの
	避難者数	約5,500人	1 週間後が最大になる
	ライフライン被害	水道、電気、都市ガス、電話等のライフラインは、発生直後に施設被害により支障が出る世帯は10%以下	東南海・南海地震は、ライフラインの県外拠点等の広域被災等によりネットワーク障害が発生すると、電力、都市ガス、電話の機能が麻痺し復旧が長期化する可能性あり
	その他	県南部の道路で斜面災害が発生した場合、住民や道路の通行者等が孤立化することも想定される 関東から九州まで広域で甚大な被害が発生するため、阪神・淡路大震災の時のように他府県から本県への応援は期待できない	

※資料編 1－6 想定地震の震度分布図・液状化分布図参照

(3) 宇陀市における被害想定結果

宇陀市における地震被害の特徴は、内陸型地震の被害が極めて大きく、とりわけ奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、名張断層及び千股断層による地震被害が大きくなっている。

ア 内陸型地震

断層名		奈良盆地東縁断層帯	中央構造線断層帯	生駒断層帯	木津川断層帯	あやめ池 撓曲-松尾山断層	大和川断層帯	千股断層	名張断層
想定被害									
建物被害	建物全壊棟数	2,563	859	451	688	284	521	1,483	2,085
	建物全壊率 (%)	10.9	3.7	1.9	2.9	1.2	2.2	6.3	8.9
	建物半壊棟数	2,231	2,327	2,132	2,210	1,474	2,198	2,304	2,281
	建物半壊率 (%)	9.5	9.9	9.1	9.4	6.3	9.4	9.8	9.7
	建物被害棟数	4,794	3,186	2,583	2,898	1,758	2,719	3,787	4,366
	建物被害率 (%)	20.4	13.6	11.0	12.3	7.5	11.6	16.1	18.6
焼失建物	焼失棟数	646	416	295	436	0	408	610	636
	焼失棟率 (%)	2.7	1.8	1.3	1.9	0.0	1.7	2.6	2.7
人的被害	死者数	109	46	31	39	17	34	71	92
	死者率 (%)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3
	負傷者数	508	287	205	257	110	230	397	501
	負傷者率 (%)	1.6	0.9	0.7	0.8	0.4	0.7	1.3	1.6
	死傷者数	617	333	236	296	127	264	468	593
	死傷者率 (%)	2.0	1.1	0.8	1.0	0.4	0.9	1.5	1.9
	避難者数 (直後)	6,941	3,624	2,622	3,236	1,816	2,881	4,863	6,347
	避難者 (直後) 率 (%)	22.3	11.6	8.4	10.4	5.8	9.3	15.6	20.4
	避難者数 (1週間後)	8,162	4,066	2,878	3,663	1,986	3,192	5,553	7,371
	避難者数 (1週間後) 率 (%)	26.2	13.1	9.3	11.8	6.4	10.3	17.9	23.7

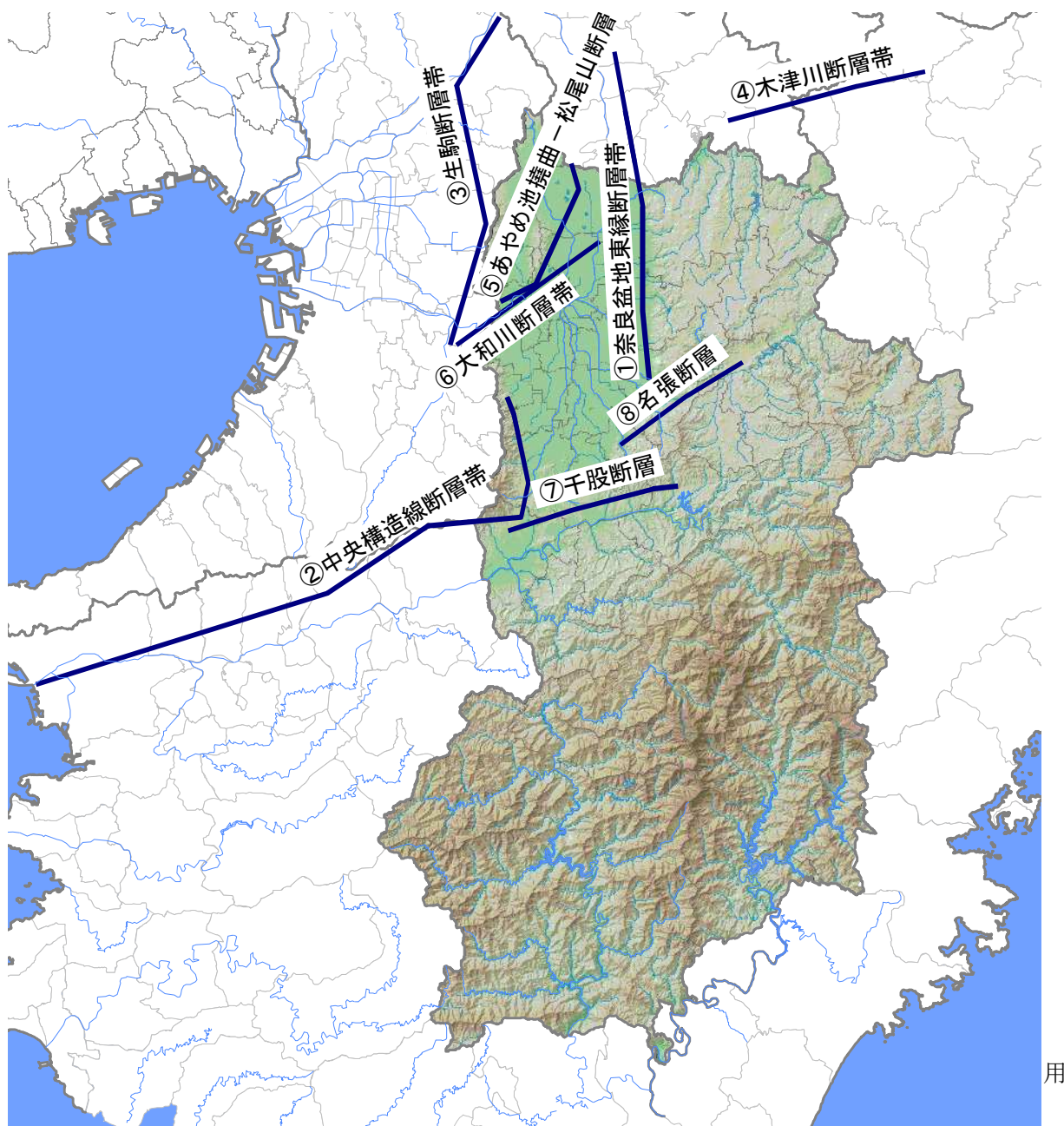
イ 海溝型地震

断層名		東南海・南海地震	東南海地震	南海地震	東海・東南海地震	東海・東南海・南海地震
想定被害						
建物被害	建物全壊棟数	7	6	0	6	7
	建物全壊率 (%)	0.03	0.02	0.00	0.02	0.03
	建物半壊棟数	8	7	0	7	8
	建物半壊率 (%)	0.03	0.03	0.00	0.03	0.03
	建物被害棟数	15	13	0	13	15
	建物被害率 (%)	0.06	0.05	0.00	0.05	0.06
焼失建物	焼失棟数	0	0	0	0	0
	焼失棟率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
人的被害	死者数	0	0	0	0	0
	死者率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	負傷者数	0	0	0	0	0
	負傷者率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	死傷者数	0	0	0	0	0
	死傷者率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	避難者数 (直後)	22	19	0	19	22
	避難者 (直後) 率 (%)	0.07	0.06	0.00	0.06	0.07
	避難者数 (1週間後)	26	23	0	23	26
	避難者数 (1週間後) 率 (%)	0.08	0.07	0.00	0.07	0.08

地震被害については、県調査時からの宇陀市における人口減少を考慮し、以下のような修正を行った。

- ・建物棟数は、県被害想定建物棟数に世帯数の変化率(H12年世帯数/H27年世帯数)を乗じた。
- ・死者・負傷者数は、県被害想定死者・負傷者数に人口の変化率を乗じた。
- ・避難者数は、県被害想定避難者数に人口の変化率を乗じた。

図 内陸型地震をもたらす活断層分布図



用

3 南海トラフ巨大地震被害想定結果（内閣府が公表した被害想定）

前項2に示した「第2次奈良県地震被害想定結果」は、平成16年に公表されたものである。南海トラフ巨大地震に関する最新の情報については、以下の数値を参照する。ただし、集計単位は都府県別。

（1）前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している（平成24年8月公表）。（想定される地震規模：マグニチュード9.1）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動など、経済活動への影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源、パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、70～80%に達すると評価されている（平成31年1月1日現在）。

（2）県において想定される被害の概要

南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月公表）について、最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等）に基づき、再計算が行われ、令和元年6月に公表された。

ア 県内における想定震度

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強であり、市内での最大震度も、6強の揺れが想定されている。

イ 県における人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおりである。

■県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
住家全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

■県内におけるライフライン施設被害の想定

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約130万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸

■県内における避難者の想定

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
避難者数	発災 1 日後	約 10 万人
	発災 1 週間後	約 26 万人
	発災 1 ヶ月後	約 20 万人

第 4 防災ビジョン

宇陀市における防災上の問題点や地域特性を踏まえ、今後取り組むべき防災施策の方向を明確にするため、本市の防災ビジョンとして「災害に強い、安心して住み続けられるまちづくり」と設定し、以下に項目を基本方針とする。

1 災害から人命を守る防災対策の推進

(1) 宇陀川及び芳野川の氾濫に対する警戒避難対策の推進

本市には宇陀川及び芳野川の浸水想定区域が指定されており、河川が氾濫した場合、大災害の発生する危険がある。市は、宇陀川及び芳野川に対する警戒に努め、住民に対する水位情報等の伝達、避難体制の整備等を推進する必要がある。市は、河川の氾濫による水害が予想される場合には、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

(2) 要配慮者支援対策の推進

高齢化の進展等により、災害時に支援を必要とする要配慮者が増加している。とりわけ、避難行動要支援者は災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人々が不可欠となっている。災害が予想される場合の早期避難、災害が発生した場合の安否確認等により避難行動要支援者の安全確保を図る。

(3) 安全な指定緊急避難場所の整備

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難により住民の安全を確保するため、住民の身近な場所に指定緊急避難場所を整備する。なお、指定緊急避難場所については、災害時において緊急に開設することができるよう、鍵の適切な保管方法を確立する。

(4) 安全で誰もが健康を維持できる指定避難所の整備

災害による避難生活が長期化する中、避難所のトイレ不足やプライバシーの欠如などからストレスを生じ、健康を損ねるケースが非常に多く見られる。とりわけ要配慮者にとっては、避難生活が心身にもたらす影響が大きい。また、避難所については耐震性等の安全性に問題のある場合や、設備や環境面で問題を抱えている場合もある。

このため、指定避難所の安全性を確保するとともに、居住環境を整備し、避難住民の健康維持を図る。

- ・指定避難所として安全な建築物の整備
- ・要配慮者に対する福祉避難所（又は福祉避難室）の確保
- ・指定避難所の設備等の改善
- ・男女双方の視点に立った避難所環境の整備

さらに新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

2 減災の考え方に基づく防災対策の推進

(1) 防災拠点、緊急輸送道路の計画的な整備

大規模災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、防災拠点や緊急輸送道路の整備を図る。整備の必要な防災拠点は以下の施設等である。

- ・ 防災中心拠点（市庁舎）
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所
- ・ 物資集積拠点
- ・ 備蓄倉庫
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場
- ・ 医療・救護拠点
- ・ ボランティアセンター
- ・ 救援活動拠点

(2) 防災階層による災害に強いまちづくりの推進

以下のように防災階層を設定し、防災拠点等の配置や防災組織等を階層別に整備することにより、災害に強いまちづくりを推進する。

- ・ 防災の基本単位（自治会、自主防災組織）
- ・ 防災地区
- ・ 防災ブロック（4地域）
- ・ 市 防災対策の推進司令部

(3) 住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進

新耐震以前に建築された木造住宅等について、耐震診断及び耐震改修を促進して地震時に家屋の倒壊による人命被害の軽減を図る。

3 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

防災は、住民自身による自助、行政による公助及び住民の共同による共助が、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮する。そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担により、地域における防災力の整備、強化を図る。

4 大規模広域災害を想定した防災対策の推進

南海トラフ巨大地震等、今後発生が予想されている大規模かつ広域化した災害を前提とした体制を整備することが必要である。

ア 自立的な災害対応力を強化する。

イ 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する。